

船舶事故調査報告書

平成25年4月18日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 庄 司 邦 昭

委員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（平成23年11月25日 02時00分ごろ～04時30分ごろの間）
発生場所	不明（東京都神津島西方沖～神津島多幸湾の間）
事故調査の経過	平成23年11月28日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第十三金一丸 ^{きんいち} 、19.45トン 243-26737三重、個人所有 14.98m (Lr) × 3.30m × 1.47m、FRP ディーゼル機関、478.10kW、昭和53年11月
乗組員等に関する情報	船長 男性 60歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年3月28日 免許証交付日 平成20年11月17日 （平成26年8月25日まで有効） 甲板員A 男性 65歳
死傷者等	死亡 1人（甲板員A）
損傷	なし
事故の経過	<p>本船は、船長及び甲板員Aほか3人が乗り組み、東京都八丈島北東方沖の漁場において、かつお一本釣り漁をするため、平成23年11月24日22時00分ごろ静岡県御前崎市御前崎港を出港し、25日02時00分ごろ神津島西方沖を針路真方位125° 速力約10ノット（kn）で航行していた。</p> <p>船長は、25日03時00分ごろ昇橋し、神津島南南西方沖において、当直中の甲板員Bと共に悪化してきた天候の状況を確認していたが、03時30分ごろから本船の動揺が激しくなり、神津島に避難するため、神津島の南約7海里付近で針路を神津島の三浦漁港に向けるよう指示し、本船を多幸湾に錨泊させた。</p> <p>船長は、甲板員Bから、当直の交替時間になっても甲板員Aが昇橋してこないことを聞き、寝過ごしていると思い、本船を多幸湾に錨泊させたのち、04時30分ごろ、甲板員Bと共に甲板員Aを起こしに</p>

	<p>船員室へ行ったが、甲板員Aの姿はなく、3人の乗組員と共に船内を捜索したものの、甲板員Aを発見できなかった。</p> <p>船長は、05時00分ごろ海上保安庁に通報し、3隻の僚船と共に12月1日まで神津島付近の海域を捜索したが、甲板員Aを発見できず、甲板員Aは、行方不明となり、後日、死亡届により除籍された。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 西北西、風力 5、視界 良好</p> <p>海象：波高 約4m、波向 西北西、潮流 北東流約1kn</p>
その他の事項	<p>本船は、船橋が、船体中央部付近から船尾付近まで延びる甲板室上の船首側に配置されており、船員室から船橋への経路は、甲板室後壁中央にある船員室出入口扉から船尾暴露甲板に出たのち、舷側に張り出した幅約0.6mの左舷側通路を通り、船橋出入口扉手前で甲板室天蓋周囲に設けられた高さ約1.5mの手すりを乗り越え、船橋後壁左舷側の船橋出入口扉に至るものであった。</p> <p>本船は、2時間ごとの当直体制であり、甲板員Aが、04時00分から06時00分まで当直する予定であった。</p> <p>船長は、本事故発生後、船内の救命胴衣の数を確認したが、無くなっているものはなかった。</p> <p>甲板員Cは、02時00分ごろ当直を終えて船員室に戻った時に甲板員Aの長靴と合羽を船員室で確認しているが、船長が、甲板員Aを起こしに行った時にはなく、寝台に携帯電話と財布等が置かれている状況であった。</p> <p>甲板員Aは、約50年間漁船に乗船しており、本船には約4年間乗船していた。</p> <p>甲板員Aは、御前崎港を出港後、変わった様子もなく、いつもどおり寝台で休息しており、健康状態は良好で持病もなかった。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>甲板員Aは、行方不明になったが、後日、死亡届により除籍された。</p> <p>本船は、02時00分ごろ神津島西方沖を通過したのち、天候悪化による避難で多幸湾に停泊したが、甲板員Aが、当直交代時間になっても昇橋しないので、乗組員により船内を捜索したが発見できず、行方不明となった。</p> <p>甲板員Cは、02時00分ごろ甲板員Aの長靴と合羽を船員室内で確認しているが、船長が、04時30分ごろ船員室内を捜索したときにはなかったことから、この間において、本船が神津島西方沖から多幸湾に至る間に甲板員Aが落水したものと考えられるが、落水した状況を明らかにすることはできなかった。</p>

	<p>甲板員Aは、船内にある救命胴衣の数が、減っていなかったことから、救命胴衣を着用していなかったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が神津島西方沖から多幸湾に至る間において、甲板員Aが落水したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 荒天時における船員室から船橋までの安全な通路を確保すること。 ・ 暴露甲板に出る場合は、救命胴衣を着用すること。